

平成 26 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成26年 9 月 8 日 開会

平成26年 9 月12日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第48号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（建築）請負契約の締結について
- 議案第53号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（電気）請負契約の締結について
- 報告第13号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成25年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成25年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 発議第4号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 発議第5号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

平成26年 9 月 8 日（月曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	9 番	守 田 幸 則
2 番	寶 達 典 久	10 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	11 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	12 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	13 番	北 信 幸
8 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 岡 田 正 人
主 任 燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危 機 管 理 室 長	越 野 好 則
情 報 推 進 課 長	松 原 富 美 男
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
企 画 振 興 課 長	近 岡 和 良
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
健 康 福 祉 課 長	村 井 仁 志

こども家庭室長	藤 井 弥 生
農 林 水 産 課 長	一 家 剛
地 域 整 備 課 長	谷 川 弘 一
学 校 教 育 課 長	中 村 努
学 校 教 育 課 長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生 涯 学 習 課 長	安 達 大 治
文 化 財 室 長	村 井 伸 行
会 計 課 長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	委員長報告
日程第 5	委員長報告に対する質疑
日程第 6	議案第48号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第49号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）
日程第 8	議案第50号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第51号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
日程第10	報告第13号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について
日程第11	認定第 1 号 平成25年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第12	認定第 2 号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第13	認定第 3 号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について

日程第14	認定第4号	平成25年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第15	認定第5号	平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会 計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第6号	平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
日程第17	認定第7号	平成25年度宝達志水町水道事業会計決算の認定につ いて
日程第18	認定第8号	平成25年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定につ いて
日程第19	認定第9号	平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計 決算の認定について
日程第20	発議第4号	宝達志水町議会議員の定数を定める条例の一部を改正 する条例について
日程第21	発議第5号	宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案に対する質疑	
日程第23	町政一般についての質問	
日程第24	決算特別委員会の設置及び同委員の選任	
日程第25	ふるさと人口対策特別委員会の設置及び同委員の選任	
日程第26	委員会付託	

◎開会・開議

○議長（守田幸則君） ただいまから平成26年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、14番 近岡義治君、13番 北 信幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの5日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期を本日から9月12日までの5日間とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、会期は本日から9月12日までの5日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情ほか要望書1件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、教育委員会から平成25年度点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に

配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から平成26年6月分、7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告を行います。

会議規則第77条の規定により、8月25日付をもって議長宛てに議会改革特別委員会委員長から委員会調査報告書の提出がありました。

ここで、議会改革特別委員会に付託された調査事件について、議会改革特別委員長から調査の経過並びに結果の報告をお願いします。

議会改革特別委員長 土上 猛君。

〔議会改革特別委員長 土上 猛君 登壇〕

○議会改革特別委員長（土上 猛君） 議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

当委員会では、宝達志水町議会をより活性化し、町民の負託に応えることを目的とし、今後の議会の在り方全般について積極的な改善に努めるための調査を行いました。

その調査の経過といたしましては、平成25年9月9日に正副委員長の互選を行い、5回にわたり他市町の調査内容なども参考に調査・検討し、平成26年8月25日、守田幸則町議会議長に委員会調査報告書を提出いたしました。

当委員会では、検討項目を大きく4つに絞り調査を行いました。その調査の結果といたしまして、1つ目は一般質問の在り方についてであり、従来通り、制限方法は再々質問の3回までとし、質問方式は一括方式にて運用する。ただし、再質問、再々質問は新たな内容の質問を行わないこと。

議場の傍聴席を考慮すると、対面式ではなく現状のとおり、演題にて一般質問を行い、再質問、再々質問は自席にて行う。

一般質問通告書は、具体的に内容がわかるよう記入すること。質問内容に、他の議員と重複したものがある場合には、議長及び議会運営委員長にて質問議員と調整することができる。

2つ目は議会広報の在り方についてであり、議会だより、議会会議録を町ホームページに掲載する。

3つ目は、議員定数を現行より2人削減し12人とする。

4つ目は議員報酬であり、現在、議長、副議長、議員の3区分に定められている報酬額を、現行より各々3万5,000円引き上げればという結論に至りました。

今後とも、町議会を取り巻く状況は日々変化しており、それらに対して改革・改善が常に求められる状況であり、町議会が一体となって積極的に対処していくことが肝要であると考えます。

議員各位には、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（守田幸則君） 委員長報告は終わりました。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 2点質疑いたします。

私どもの報酬引き上げというのは、大体これまでは報酬審議会が開かれて、執行部のほうから出されてくるという形でしたけれども、今回、議員のほうから出したというのは何か意図があるのかどうか。私はここに、提案者に入っていないからわかりませんので、それをお聞きしたいと思います。

2点目は、不況の問題。GDPが今年4月－6月期が大きく6.8%の引き下げだった、大変な消費不況だということ言われています。消費支出も18%、要するに買い物を控える人がたくさん増えてきたということなんですね。私らの給料、報酬というのは全部税金です。私らが考えなければだめなのは、自分たちがどうかということじゃなくて、町民の福祉や暮らし、給料が私たちの報酬が上がったことによって、それが改善されていくのかどうかということまで考えないと上げ下げというのはできないと思うんですよ。全部私らは税金をもらうんですから。そういう意味では、そういう検討がされたのかどうか、この2点お聞かせください。

○議長（守田幸則君） 4番 土上 猛君。

〔議会改革特別委員長 土上 猛君 登壇〕

○議会改革特別委員長（土上 猛君） ただいまの小島議員の質問でございますけれども、

報酬につきましては、いろいろな面で、昨年５月22日の先の改革の委員長報告の段階でも、やはり報酬については上げる方向で検討して欲しいという旨を要望させていただいております。その後、10月にたしか報酬審議会が開かれたと聞いております。その段階では、私らの要望しているような額というか、そういう報酬額については白紙であるというような、いわば上げも下げもせずのような回答であったと確認しております。

そういうことで、やはり報酬審議会に委ねて、今までずっと議員各位には議員活動を一生懸命やっただきました。そういう中で、やはりどうしても議員の改革の意見の中にも、報酬審議会に委ねるより、今回はきちっとお互い腹をくくって改革をしようではないかということで、このたび議員提案として出させていただくということにさせていただきました。

そういうことで、質問の内容の答えになったかどうかは別として、よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（守田幸則君） ほかに質疑ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 答弁漏れだと思いますので、もう一度お聞きいたしますね。

私どもの報酬引き上げというのは、原資は、財源は税金です。税金、私が先ほど言いましたように、消費支出、要するに買い物をするというのは、皆さん２割ぐらい控えているんですよ、去年から比べたら。同時に、サラリーマンの給料にしろ年金にしろどんどん下がっております。毎月毎月、対前年度と比べたら毎月下がると時に、私たちの給料、報酬が上がる時には、必ずそれが町民の生活にプラスになっていくようなことにならないと、私らは上げにくいと思うんですよ。財源が税金ですから。そういうところまでのもし考慮がされて、そういう展望があれば、あったなら、そういう議論がされたなら聞かせてください。そういう議論がされなかったなら、しないと正直に言っていただければいいんです。

○議長（守田幸則君） ４番 土上 猛君。

〔議会改革特別委員長 土上 猛君 登壇〕

○議会改革特別委員長（土上 猛君） ただいまの質問でございますけれども、確かに私どものほうは、その税金云々と小島議員さんは言われますけれども、今、合併以来、私どもの議員の報酬は一切さわられておりません。当然合併したときには30人の議員からスタートしております。そして、今現在14人でございます。その間も一切議員報酬に関しては

さわられておりません。

それと、今改定する段階において、やはり私どもも財政の厳しい今、町の財政を考えますと、本当は、小島議員さんも御存じとは思いますが、今の議員の報酬ですと、若い方、そういった方々が、やはり今の脱サラと言うけれども、サラリーマンをやめて、じゃ、議員活動を一生懸命やろうかという気持ちの方は、まず今の議員報酬ではなかなか出てこられない。そういうことも全て考慮いたしまして、やはり私どもは財政のこともいろいろな面で考えさせていただきまして、現在の3万5,000円引き上げさせていただきたいという提案にさせていただきました。

以上です。

○議長（守田幸則君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） これより、本日提出のありました議案第48号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から、発議第5号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成26年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず、御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたします諸議案について、概要について順次御説明を申し上げます。

まず、防災対策について申し上げます。

この夏は、台風12号、11号が相次いで接近するとともに、前線が日本付近に停滞し、温かく非常に湿った空気の流れ込みが続き、広い範囲で大雨となり、総降水量が多いところ

で1,000ミリを超えるなど、8月の降水量の平均値に対し2倍から4倍となる大雨に見舞われました。

これら大雨により、全国において河川の氾濫や土砂崩れなどが多発し、被害は住家被害にとどまらず、人的被害にまで及んでおり、羽咋市においても、住家裏山が崩れ1名の犠牲者が出ております。また、広島市では、8月19日夜から20日明け方にかけて猛烈な雨となり、大規模な土砂崩れによる土石流が発生し、死者・行方不明者が70名を超えるなど甚大な被害が出ております。これら大雨による亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

本町においても、8月には降水量が1日100ミリ以上の日が3日間あり、特に15日から17日にかけては220ミリもの降水量となり、床上浸水1棟、床下浸水27棟の住家被害が発生したほか、町道の路肩決壊、農地、農業用施設の法面崩壊、林道の法面崩壊などの被害が多数発生いたしました。

今回の災害発生は早朝ではありましたが、担当職員が参集し、現地パトロールや情報収集に努めるなど被害状況の把握に努め、対策に取り組んでいたところではありますが、一部住民からの問い合わせに対応し切れないところもありました。

こうしたことを踏まえ、関係職員による初期防災体制について、行動基準を見直し、勤務時間外における招集職員の拡大、土のうの配備や防災行政無線の活用など危機管理意識のさらなる向上を図り、迅速な対応を確認したところであります。

次に、国の平成27年度予算概算要求について申し上げます。

平成27年度の政府予算は、「中期財政計画」に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とすることとしています。そのため、優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除するとともに、「日本創成会議」が5月に公表した試算で、2040年までに国内の約半数の市区町村が消滅の危機にあるとされた「人口減少問題」を踏まえ、地方の活性化や経済成長につながる予算を目指して設けた「特別枠」として「新しい日本の優先課題推進枠」を設けるなど、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

先月末に締め切られました各省庁の概算要求では、一般会計の総額は過去最大の101兆7,000億円となり、初めて100兆円を突破する見込みとなったところであります。借り入れ返済に充てる国債費や医療・年金など社会保障関係費が過去最大に膨らんだほか、地方の活性化など重点施策に優先配分する約3兆9,000億円の「特別枠」は、ほぼ満額の要求と

なったところであります。

また、人口減少対策や地方の活性化に取り組むための司令塔として、「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させたほか、先週行われました内閣改造においても、「地方創生担当大臣」を新たに任命するなど、政府においても、人口減少対策や地方の活性化は重点施策の一つとして捉えられているところであります。

このような中において、総務省が発表した平成27年度の地方財政の課題としては、1点目として、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に一般財源総額を確保し地方財政の健全化を図ること、2点目として、我が国の喫緊の課題である地方の創生と人口減少の克服について、地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるように地方財政措置を検討すること、3点目として、合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定を行うこと、4点目として、地方税の充実確保を課題としております。

本町にあっても、財政の健全化はもちろんのことではありますが、平成27年3月14日に決定しました北陸新幹線金沢開業を契機に、北陸と首都圏が直結することで、地方の創生として、交流人口の増加や地域の活性化を図るべく、様々な施策を展開していかなければならないと考えております。

次に、我が国の経済情勢について申し上げます。

内閣府による8月の月例経済報告によりますと、景気の判断基調は、「景気は穏やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある」としております。

先行きについては、当面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で穏やかに回復していくことが期待されるとしております。しかしながら、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

このような経済状況のもとにおける本町の財政状況についてであります。平成25年度の決算につきましては、一般会計において繰越明許費を差し引いた実質収支額が2億3,795万6,000円の黒字となっております。また、決算に基づく主な財政指標につきましては、実質公債費比率が20.2%から1.7ポイント減少し18.5%になり、将来負担比率については173.2%から22.9ポイント減少し150.3%に改善したところであります。

以上のように、本町の財政状況は、行財政改革の推進により着実に構造的な改善が進ん

でおり、今後も「集中と選択」を旨とした財政運営を基本に、予定される大型建設事業の遂行もしっかりと視野に入れ、効率的で将来にわたり持続可能な自治体運営の実現に努めてまいりたいと存じます。

それでは、今定例会に提案いたします平成26年度補正予算に関する議案3件、条例の一部改正に関する議案1件、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の報告1件、決算の認定9件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第48号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,093万6,000円を追加し、総額を100億16万6,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、今補正で最も大きなものは、平成25年度決算で生じた剰余金を後年度の財政負担の軽減を図るため減債基金へ積み立てるとともに、さらなる財政健全化の推進を目的に、公債費において、平成24、25年度に引き続き地方債の繰上償還を行うものであります。そのほか、国・県事業の採択に合わせて所要の経費を措置するものであります。

目的別では、総務費において、北陸新幹線金沢開業に向け、観光情報発信の強化として、町ホームページの観光情報サイトを充実させるための経費、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、既存電算システムの改修等に要する経費や町税過誤納還付金を追加するものであります。

民生費では、消費税増税に伴う子育て世帯への負担の影響を緩和するため、国の施策により臨時的に給付される子育て世帯臨時特例給付金において、対象者が当初を上回る見込みとなったため、所要の経費を追加するものであります。

衛生費では、予防接種事業において、新たに追加となる高齢者肺炎球菌及び水痘予防接種の定期接種化に対応した既存管理システムの改修経費を追加するものであります。

農林水産業費では、農地・水保全管理支払交付金が多面的機能支払交付金に制度改正され、新制度へ移行した28集落の交付金拡充分及び新たに加入する3集落の活動経費や、小川地区において、国の農業基盤整備促進事業と併せて実施する石川型簡易な営農基盤改良普及事業に要する経費のほか、広域農道の橋梁取り付け部分において、特に路面段差が著しい箇所の舗装修繕に要する経費などを追加するものであります。

商工費では、北陸新幹線金沢開業に向け、本町の知名度アップや交流人口の拡大を図る

ため、観光PR用ツール及びマスコットキャラクターの制作などに要する経費のほか、山の龍宮城外壁修繕工事等、観光施設の維持管理費などを追加するものであります。

教育費では、小・中学校費における貸切バスの借上料において、新たな運賃・料金制度への移行に伴う増額経費を追加するほか、押水中学校の解体工事に当たり、アスベスト対策が生じたことによる除去経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第49号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万4,000円を追加し、総額を17億6,665万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、前年度療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金等の返納金を追加するものであり、歳入につきましては繰越金を充てるものであります。

次に、議案第50号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,522万6,000円を追加し、総額を18億755万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、前年度事業確定に伴う国・県支出金等の返還金を追加するものであり、歳入につきましては、支払基金交付金の精算による追加交付金、介護給付費準備基金繰入金、繰越金を充てるものであります。

続きまして、議案第51号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、軽自動車税の税率の見直しのため、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第13号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により報告するものでありますが、平成25年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結赤字比率とも、これまでと同様に実質赤字額、資金不足額が生じていないため、該当がありません。

先ほども述べましたが、実質公債費比率では18.5%と昨年度の20.2%から1.7ポイント

減少いたしました。これは、平成24年度に実施した繰上償還により町債現在高が減少したことや、償還額のうち、普通交付税算入率の高い合併特例債等の占める割合が増えたことによるものであります。

また、将来負担比率につきましては150.3%と昨年度の173.2%から22.9ポイント減少いたしました。主な理由としましては、一般会計の町債発行額は、土地開発公社債務整理事業債、いわゆる三セク債など、例年に比べ借入額が大きかったものの、繰上償還による地方債現在高の削減、減債基金の積み増しによる償還財源の増加、解散した土地開発公社から代物弁済で引き継いだ土地の売却収入による特定財源の増加によるものであります。

なお、公営企業における資金不足比率については、資金不足が生じていないため、該当なしとなっております。

このように、平成25年度決算の指標は、実質公債費比率及び将来負担比率ともに3年連続で改善されておりますが、依然として他市町より高い数値であることには変わりがない状況であります。来年度以降、普通交付税の合併算定替え終了による交付税の段階的減少や人口減少問題など、今後ますます厳しい財政運営が強いられることから、より一層の行財政改革の推進、公債費の繰上償還の実施など、将来を見据えた財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成25年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等に関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切な決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 1カ所訂正させていただきます。

一般会計補正予算（第2号）についてでございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,093万6,000円と申し上げましたけれども、6億2,093万6,000円の間違いでございますので、訂正させていただきたい。よろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 発議第4号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議会改革特別委員会として調査検討した結果として、議員定数を12人とするものであります。昨年5月27日に同委員会として調査報告書を提出し、その時の議員定数の結論は現行どおりの14人という報告でありましたが、その後においても、委員会として定数については継続調査しており、本町における人口推移、県内町議会における議員定数の改正状況、各種団体等よりの意見などを踏まえた結果、次期改選においては、2人削減し12人に定数改正するとの結論に至りました。

次に、発議第5号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどの発議第4号と同様に、議会改革特別委員会として調査検討した結果として、議員報酬を区分に応じて各自3万5,000円引き上げするものであります。若い世代や能力ある人材が町議会議員として幅広く立候補できるよう、その環境を整備し、議会の活性化や改革を求めていく活動ができるよう、平成27年1月の改選時より引き上げを求めるとの結論に至りました。

議員各位には、御審議の上、両案件とも御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） ここで議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 議会改革特別委員長に質疑いたします。

定数は確かに今年6月ですか3月に、このまま現状でいくという報告をされたのですが、他のところが2人減らしたから、うちも減らさなければだめや、これはどうも主体性のない議会やと町民から言われても仕方ないなと思うんです。

今、国の本当に悪い政治で町民生活は大変になつとるんです。介護の問題にしても、栄養の問題にしても大変なんで、具体的にどう町が政策としてその人らを救うような政策を

出していくかということをご提案していくのが、私ら議員の役割なんで、12人になればもう大変なんです。今、皆さんいろいろな時期で、恐らく町民の皆さん方のところに、お願いしますとか、いろいろと回っておられると思います。要望を聞きに回っておられると思います。そんなときに、本当に12人で足りるのかどうか。私は足りないと思っているんです。むしろそれよりも、現状の14人でやりながら、2人分の給与を14人から減らして、14人の中から2人分の給料分を減らして行って14人を維持する、このやり方のほうが住民にとってはプラスになると私は考えるんですけども、そういう検討をされたのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（守田幸則君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 検討のほうは、今ほど言われた、一緒くたには考えておりません。あくまでも定数は定数ということで、非常に今、うちの人口の推移は、1年間に二百何十人減少していております。そういう中で、やはり私どもは昨年14人ということで改革委員会のほうでも報告はさせていただきましたけれども、その後、今うちの町で250人弱が減少しております。そういうことで、やはりこのまま行くと減少の歯止めはなかなかきかない。それと、やはり子どもの生まれる数も少ない。そういうギャップの中で、私どものほうは、地域性もあり、山間地帯やいろいろな幅広くございます。そして集落も52集落ございます。だから、14人でも、確かに活動としたら非常に厳しい活動の中ではやってきたつもりでございますけれども、さらなる議員の各位には、活動を重視していただくことを、やはり12人で何とか活動できないかということで検討した結果、2人削減ということで意見を統一させていただきました。そういうことでございます。

○議長（守田幸則君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（守田幸則君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

11番 金田之治君。

〔11番 金田之治君 登壇〕

○11番（金田之治君） 私は2件について質問をいたします。

まず、のと里山海道しおパーキングをスマートインターにさせていただくように、県土木、また国、関係機関と協議し、実現を目指していただきたいと思います。

2013年4月、金沢以北27万人の住民の悲願でもありました能登有料道路の無料化が実現、通行車両が2倍以上になったことは認識されておられると思います。それによって、まず観光面では、新幹線金沢開業を目前に控え全国的に知名度が非常に高い千里浜なぎさドライブウェイに直接乗り込むことができるようになって、宝達志水町に観光客を呼び込むとともに町の存在を全国的にアピールできる絶好の位置と考えます。

また、生活道路としての役割では、金沢圏と30分でつながることができ、町民、特に若者が定住しやすい明るい町としてのイメージを持ち、将来に夢を持たせる絶好の材料であると考えます。

里山海道無料化後、隣町であります内灘町白帆台、そして、かほく市の看護大の宅地が大きく変化していると聞いています。私の地区でも、この1年で若夫婦が六、七軒の立派な住宅を新築されています。明るいイメージをつくることが、若者を引き寄せる何よりも大きな要素であると考えます。

次に、防災道路の役割の観点では、志賀原子力発電所30キロ圏にすっぽり入ります我が町の避難場所である金沢市に移動する第1順位の道路が、この里山海道かと考えます。幸い、我が町には現在、米出、今浜、両インターが運用されていますが、町の地形からしましても、しおパーキングから乗り入れることができれば、住民はもとより、町内外からも安全な町と評価されると考えます。ぜひ、しおパーキングをスマートインターとして運用できるよう検討していただきたいと思います。

2点目は、休止している白虎山センターを地域の防災拠点と宝達志水町第4分団の車庫に改修、再利用を検討していただけないでしょうか。

能登半島地震、3.11東日本大震災、福島原発事故、直近の広島の大水害等、近年、想定外の自然災害が頻繁に起こっております。我が町でも、8月17日、大雨による被害によって床上浸水1棟、床下浸水27棟が報告されています。被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げるわけであります。

幸い、我が町は人的避害が少ない安全な地域と思われておりますが、近年の災害を見る

とき、いつ、どこで、どのような災害が発生するかわからないようであります。その備えの一つとして、現在休止している白虎山センターを消防車庫を伴う防災拠点として整備できないでしょうか。

財政が非常に厳しいことは私も十分承知しています。しかし、安全と若者に夢を持っていただくため、よろしく検討をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

以上、2点の質問をさせていただきます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 金田議員の御質問にお答えいたします。

能登有料道路が平成25年3月31日の正午から無料化されたことによりまして、交通量が2倍以上となり、通勤時間の短縮あるいは災害時の避難道路としてその重要性を増すなど、様々なことが期待されていることは、議員御承知のとおりでございます。また、本町を走ると里山海道は、長さにして約9キロメートルございまして、その間にインターチェンジが、今浜インターチェンジ、米出インターチェンジ、それに町外の北側には千里浜インターチェンジ、南側には県立看護大のインターチェンジが整備されておりまして、比較的近いところにインターチェンジがあることから、利用者の数も把握できないというような状況のところもございます。

また、新たに建設した場合に、議員御指摘の効果が期待されることは承知しておりますけれども、町としての投資効果を考慮した場合には、やはり既存の町道荻谷敷波線まで延伸しないと、それなりの効果が出ないのではないかと考えられます。延長する場合には、JR横断のための工事、それに二級河川長者川の橋梁工事など多額の費用が必要とされます。財政状況が大変厳しい本町におきましては、現時点では、建設は慎重に進めなければならないと思っております。

以前試算したところによりますと、やはり工事費が15億円はかかると言われておりますので、その後、資材費、人件費とも上がっておりますので、相当の経費が必要であろうかと考えておりますので、もう少し状況を見極めた上での判断になろうかと思っております。

それから、次に、白虎山センターについての御質問でございますけれども、白虎山は、昭和60年3月に竣工いたしまして、町の事業推進のために利用してまいりました。施設の

統廃合の関係から、平成22年度から閉鎖しております。現在、指定避難場所にもなっておりません。しかし、白虎山センターは耐震基準を満たしておる施設であることから、施設の活用方法を再検討しなければならないとは考えております。

また、地域の防災拠点の一つとして消防団第4分団の車庫あるいは水防倉庫につきましては、その管轄区域内に配置することが望ましいと考えておりますので、今後、消防団と協議を重ねてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、来年度予算編成の基本方針と合併10周年を迎えるに当たっての取り組みについて、津田町長にお尋ねいたします。

本町におきましては、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、飛躍的な経済成長が見込めず、収入の根幹をなす町税におきましても依然として厳しい財政状況であります。

今なお、厳しい財政状況の中にありましても、本町が直面する喫緊の諸課題に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、将来を見据えた重要課題に対しても重点的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。併せて、行財政改革を推進し、町総合計画の重要性を考慮しながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

このような状況のもとに、来年度の予算編成に向けてどのようにお考えなのでしょうか。また、来年度予算と今年度、平成26年度予算との違いについて、基本方針と所信についてお尋ねいたします。

2点目は、合併10周年を迎えるに当たっての取り組みについてお尋ねいたします。

御承知のように、平成17年3月1日に2町が合併し、宝達志水町が誕生いたしました。来年3月1日に合併10周年の節目を迎えることになります。10年一昔とよく言われますが、最近の世の中の移り変わりは、10年どころか、5年でもそのように感じられております。長いようで短かった本町の10年間は、様々な出来事がありましたが、スタートしたのはつい昨日のように感じられるのは、私だけでしょうか。

財政の健全化という大きな課題があるものの、合併の象徴とも言える大型事業等が着実に計画、実行に移されてきました。合併10周年の節目を町民全員で祝うとともに、将来に向かって夢と希望にあふれ、更なる躍進を願いながら、宝達志水町の魅力が県内外にアピールできるような記念事業の展開を急がなければなりません。

合併10周年を迎えるに当たって、年度当初に示されました記念式典、記念講演、記念冠

事業など、実施に向けた検討が十分なされているのでしょうか。現時点で決まっている事業がありますでしょうか。事業の進捗状況をお聞かせください。

次に、他の市町の記念事業の例にもありますように、マスメディアによる記念事業は、県内外に町のPRや魅力を情報発信できる大きなイベントの一つにもなると思われますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、10周年を機に、新たに取り組まれる事業や計画について、お示しいただけるものがあればお聞かせください。

以上について町長方針をお尋ねし、一般質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

来年度の予算編成の基本方針と所信を問うとの御質問でございますが、本町の財政環境は、提案理由でも述べましたように、平成25年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率にあつては前年度より1.7ポイント減の18.5%、将来負担比率にあつては前年度より22.9ポイント減の150.3%となっており、年々改善しておりますが、依然として他市町よりも悪い数値が出ております。

歳入面を見ますと、町税は年度ごとの変動があるものの減少傾向で推移しております。また、普通交付税は増加しているものの、合併後の建設事業に充てた合併特例債償還金に係る歳入額の増加によるもので、実質的に一般分は減少しているところであります。

一方、歳出面では、過去の景気対策や大型事業の地方債の償還開始に伴う公債費の増のほか、高齢化による増え続ける医療費などの扶助費や企業会計への繰出金、あるいは社会保障関係経費など義務的経費及び経常経費が増加しております。

こうした中で、本年5月上旬に「日本創生会議」が発表した日本の地域別将来推計人口において、本町の人口は26年後の2040年には8,722人になる見込みであり、人口減少による税収あるいは普通交付税の減少など、このままでは町の存立そのものが困難になる恐れがございます。

このようなことから、人口減少時代におけるまちづくりの在り方を早急に定めることが重要でありまして、財政の健全化と魅力あるまちづくりを両立させながら、持続可能な行財政運営を行っていかねばならないと考えております。

平成27年度予算編成の基本方針はこれから決定していくこととなりますが、中長期的な

まちづくりの指針であります第一次宝達志水町総合計画の目標年次が平成28年度であります。第二次計画のための改定作業を行う年を迎えております。超大型の宝達中学校建設事業が完了し、予算規模としては平年ベースになると思われますが、老朽化が著しい志雄病院の問題や少子化などからくる保育所や小学校の統合問題、過疎化が著しい中山間地対策、利用率の低迷が続く上水道、下水道及びケーブルテレビ各事業会計への繰り出し、高騰する医療費や増大する介護給付、障害者医療費への支援など財政需要は年々大きくなってきております。

このことから、先に定めた財政健全化の基本理念に沿って、これまでと同様に、財政の健全化を最優先課題として、投資的経費の抑制や既存事務事業の見直しや廃止、並びに減債基金を活用した繰上償還を実施するなど、財源確保策を講じながら予算を編成していくことになると考えております。

次に、合併10周年についての御質問であります。本町は、平成17年3月に志雄町と押水町が合併して、来年合併10周年を迎えることから、その節目の平成27年3月1日に、役場大集会室において合併10周年記念式典を開催することといたしております。

記念式典につきましては簡素に執り行うこととしております。記念講演は、地域に密着したテーマについて講演をお願いする予定としておりますが、詳細については現在調整中でありますので、決定次第お知らせしたいと思っております。

また、10周年記念事業として冠事業を実施することとしておりますが、実施時期を平成27年3月1日から1年間とすることとしております。内容についてであります。今後、要綱を定めまして広く募集することとしておりますが、地域住民が一体感を醸し出せる事業、町のPRやイメージアップが図れる事業、町の歴史や豊かな自然を再認識し、魅力あるまちづくりに資する事業等を支援したいと考えております。事業実施の後援や広報活動・情報の提供や実行委員会への参入などをやらなければならないと考えております。

次に、マスメディアによる記念事業についてであります。議員御指摘のとおり、全国放送による公開番組を実施することは、県内外に本町のPRを含め、情報発信の資源の一つとして捉えており、また、地域住民の方々にも大変喜ばれるものではないかと思っております。全国でも多くの自治体が合併記念として実施しておりますが、本町においても、平成27年度において実施希望を申請しております。年内中に打ち合わせを行うこととなっておりますが、事業実施については、費用対効果も含めまして検討しなければならないと思っております。

次に、その他の取り組みとして、10周年を機に、将来に対する願いや思い、期待を表現したキャッチフレーズの募集などにも取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私のほうから、まず、予算編成の件でございますが、平成26年度と明らかに違う部分というのはございますでしょうか。

それから、10周年記念の部分でございますが、これから御検討される部分もあるのかと思いますけれども、他の市や町の状況を見ておりますと、庁内で全庁的なプロジェクトを組みながら、いろいろなことを考えられている、そういうふうに見ておるわけでございますけれども、ぜひ町民に喜ばれる施策になるように、多くの英知を集めていい事業を展開していただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

国の地方財政計画がまだ決定しておりませんので、具体的に今そこまで申し上げることはできませんので、決定次第、またお知らせしたいと思っております。

○議長（守田幸則君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回、私は、新幹線開業に伴う観光誘客、交流人口増加についての政策について町長に質問したいと思います。

新聞等でも、今回の町長の冒頭の挨拶にもありましたけれども、来年の3月14日に金沢開業が決まりました北陸新幹線ですが、東京から2時間半で金沢に到着するという事です。これにより首都圏とのつながりが格段に高まると期待されています。

私の思いとしては、新幹線開業を地域再生の好氣と捉え、町を挙げて、当町の豊かな自然、食、伝統芸能などを活用し当町のイメージアップに努め、多くの人が来訪するように観光客に十分に伝えて欲しいと思うところです。

新聞などを見ていますと、県内の他の市や町で新幹線開業に伴い誘客、交流人口増加を

狙っているいろいろな事業を考えている記事をよく見ます。ただ、似たような事業が多いというのが率直な意見で、これといった個性感がないような感じを私は受けます。何となく焦点ボケがあるなど私的には思っております。

そこで町長にお聞きいたします。当町では、新幹線開業に対してどのような誘客、交流人口増加政策を考えているのか、他の町とここは違うなどの個性があるのかお聞かせください。また、具体的に何人の誘客、交流人口の増加を見込んでいるのか。それと、今行っている事業、オムライスの郷プロジェクト等誘客事業、岡部家、喜多家などの当町における文化財などの観光の検証や今後の展望なども踏まえてお聞かせください。

それと、最後に、よく役場ができない理由として、「前例がない」「他の町がやっていない」「予算がない」の3つの「ない」を言っています。ぜひこの3つの「ないの」脱却ということと、ないばかりでなく、出せるものもあると思います。知恵、勇気、創意工夫などです。ぜひ、これらを出して当町の魅力発信に邁進して欲しいことを伝え、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

来年3月14日、北陸新幹線金沢開業によりまして、東京ー金沢間が2時間30分を切るという画期的な出来事が、石川県全体の観光誘致の追い風になることはもちろんでございますが、多くの経済効果を生むという点からも大いに期待しているところであります。

また、昨年3月末にのと里山海道が無料化になり、能登への入り込み客数も加速化し、内灘地内も片側2車線になることから、本町と金沢間は片道30分程度で結ばれることになります。「能登の入り口、金沢から一番近い能登」として、日帰りで能登が楽しめるという地の利を生かした観光誘客にも努めてまいりたいと考えております。

具体的には、本町の貴重な観光資源であります宝達山の魅力をますます高めるために、宝達山整備計画に基づき、宝達山への誘導看板の設置、宝達山頂公園付近を憩いの場として整備できるように、年次計画を定めまして、基本設計に取りかかる準備をしております。

また、ボランティア団体であります「宝達山ファンクラブ」が主催する各種のイベントをはじめ、一昨年からスタートした自転車レース、「宝達山ヒルクライム」など、官民一体となって宝達山の魅力向上に努めており、さらには、宝達山をモチーフにした「ほっぴー」をマスコットキャラクターとして立ち上げたところであります。これを活用して町の

知名度アップにつなげたいと考えております。

本年10月8日、銀座にオープンする県アンテナショップ「いしかわ百万石物語・江戸本店」を活用した地域資源のPRや「日本橋・京橋まつり」、そして「いしかわ県人祭」をはじめとした県内外の各種イベントに参加して、首都圏からの誘客に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年5月に、本町も世界農業遺産地域に加入したことから、今年の10月には、本町の世界遺産の地域資源を「見て」「食べて」「体験」するツアーとして、「学べる！宝達志水町」を実施することとしております。そのほか、町内の観光地などを案内していただく観光ボランティアガイドの養成なども観光協会とタイアップして進めてまいります。

なお、具体的に何人の誘客、交流人口の増加を見込んでいるかとの御質問であります、石川県では観光入り込み客数の目標を新たに設定しまして、首都圏からの誘客数を例年の2倍強、500万人と見込んでおります。本町への入り込み客数は例年20万人程度でありますので、新幹線開業に伴う具体的な誘客数値は設けておりませんが、石川県が見込んでいる目標値と同等になるように、一人でも多くの観光客を本町に呼び込みたいと考えております。

また、今ある事業の検証と今後の展望についての御質問であります、昨年度のオムライスの郷プロジェクト事業では、全国オム★グルメサミット in 宝達志水町の開催、県内各地イベントでの出店、オムライス教室の開催、さらには新聞、テレビ、雑誌等の各種メディアで50回以上も話題として取り上げていただくなど、宝達志水町オムライスを積極的にPRしてきたことによりまして、加盟店をはじめとした町の誘客にもつながっていると確信しております。

今後、実行委員会内に研究会等を立ち上げまして新たな企画を考案すると聞いており、町としましても、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

文化財への誘客事業につきましては、能登ふるさと博や民間団体におけるイベントの開催等により誘客に努めております。

また、何か当町だけの個性的な誘客対策等はあるかとの御質問であります、今ほどのオムライスの郷プロジェクトによりまして、本町独自の御当地グルメの発信や全国でも指折りの観光地なぎさドライブウェイ、あるいは日本三名山の白山と立山を望むことができる宝達山など、他の自治体にはない観光資源を有効に活用し、今後も誘客に努めてまいりたいと考えております。

最後に、観光資源の有効活用や観光誘客の方策として、知恵と創意工夫を職員提案として募り、その方策を交流人口の増加に反映させたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、1番 杉本久実男君。

〔1番 杉本久実男君 登壇〕

○1番（杉本久実男君） 貴重な時間をいただき、私から町長に、先月から続いていた全国各地を襲ったゲリラ豪雨による災害について、また、防災に関する事項についての質問をさせていただきたいと思います。

当町、宝達志水町においても、先月の16日未明から17日にかけて180ミリ以上もの大雨が降り続き、数多くの災害をもたらしました。各地区の被害状況の報告としては、床上浸水が1棟、床下浸水が27棟もあり、その他の災害でも、道路の冠水のほか、法面崩壊や路肩の決壊、土砂流入や流出など町内全域で40件以上もの被害が出ており、今も豪雨による傷跡が残され、改修を余儀なくされるところも多くあります。

隣の羽咋市では、この大雨によって住宅の裏山が崩れ、家屋の倒壊による死亡事故が起こっておりますし、広島県では、大規模な土砂災害が起こり、死者が80人近くにも上るような大きな災害となってしまいました。今や、日本各地でこのようなゲリラ豪雨による水災害や台風などによる自然災害は、いつ、どこで起こっても不思議ではなくなっている状況です。

そこで、町長にお尋ねいたします。当然のことながら、今回の被害状況を当局として把握し、その一つ一つに対処・対応をされていることと思いますが、羽咋市のように、当町としても、私有地や民有地についての災害対策工事の費用や改修費用について補助制度を設けていくようなお考えはあるのでしょうか。

また、防災として各集落に設置されている防災行政無線の活用についてであります、広島県のケースでも見られましたように、地域住民に対しての避難誘導や避難勧告などの連絡の遅れが取り沙汰されてもおりましたが、今回のような豪雨であったり、台風や雷が伴っているような場合であれば、防災行政無線を利用した屋外音声案内だけでは地域住民にしっかりと伝達ができないことが懸念されます。白山市の一部地域では、防災行政無線としての連絡方法だけでなく、情報通信の充実を図る上において、音声告知システム機器の導入や、希望する家庭には有線を引き緊急時の連絡網として活用していると聞きましたが、当町としても、今後、山間部に点在している住民や高齢者世帯が増えることも踏

まえて、防災行政無線だけでなくケーブル放送や有線放送などを併用することが有効であると考えますが、町行政としてのお考えをお聞かせください。

続いて、町内における指定避難場所についてであります。各地域で選定されている全ての避難施設において、各種災害などに対しての安全規格に沿った条件が満たされているかどうか、見直しが必要な施設はないのか、今現在、町が把握されている状況をお聞かせください。

最後に、災害時における対策の一つとして、行方不明者の搜索や救助、救援物資の搬入などで協力をしてもらえる自衛隊OBで結成する隊友会という防災ボランティアの組織があります。全国では石川県を含む19都道府県の63市町村が各地の隊友会と協定を結んでおり、県内では、金沢市、小松市、能美市、白山市、内灘町の5市町が締結済みとなっております。当町としても、地域としての防災力を高める上において、この隊友会との協定を結ぶことを考えていかれてはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上、私からの質問といたします。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

私有地や民有地の災害対策工事の費用や改修費用についての補助制度についての御質問でございますが、私有地や民有地の改修工事につきましては、所有者の責任において、自らの費用で行っていただくべきものと考えておりまして、個人資産に公金を投入することはなかなか難しいのではないかと考えております。

しかしながら、工事を実施する場合に多額の費用を要しまして、土地の所有者にとっては経済的負担が非常に大きいため、対応が困難な場合が多いのではないかとというのも実情でございます。そこで、経済的負担を強いられる所有者の方々に対しましての助成等についてであります。金沢市ほか5市町で制度化されておりまして、羽咋市でも実施に向けた検討をすると聞いております。今後、農林部局、土木部局の既存の制度の活用、あるいはまた他の市町の制度も含めまして、本町で何ができるかということを検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時の情報提供については、議員御指摘のとおり、防災行政無線だけの災害情報を確実に町民全てに伝えることは大変困難な面もございます。そこで、防災行政無線と並行しまして、ケーブルテレビにおいて文字放送を用いて気象情報等を流すなど、情報

提供に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊OBで結成されております隊友会との災害協定についてであります。平成26年5月現在において、全国20道府県と77市町で隊友会との防災等の協定を締結しております。県内においても5市町が締結済みとなっております。

隊友会は、平成23年の東日本大震災において、設立以来初めて、約2カ月にわたり延べ500人に及ぶ防災ボランティア活動を行いまして、地域社会での災害復旧に大変貢献されております。また、同じ年の台風12号により発生した紀伊半島での豪雨災害に対し、三重、和歌山、奈良の各県隊友会は、約2週間にわたり、延べ200人が災害家屋の泥などの除去、家具の搬出・片付け等の協力活動を行ったと聞いております。

隊友会と防災協定を締結することによって、近年、全国的に多発しております自然災害あるいは大規模事故等の発生の際には、災害の情報収集あるいは情報伝達、自衛隊派遣受け入れ時の誘導支援等について協力可能となり、また、地域活動として防犯パトロールや学童通学時の安全対策に協力・支援が得られることから、本町としても、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては所管の課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

災害時における情報提供の多様化についての御質問でございましたが、防災行政無線使用時の今後の対策として、豪雨等により放送内容が聞き取れなかった場合を想定し、案内電話番号を設定して、放送内容を確認できるシステムの整備を現在検討しております。

また、町が災害情報を入力することにより、放送事業者が災害情報等をテレビで放送するシステムである公共情報コモンズの導入が石川県でも検討されております。これにつきましては、防災担当者が定期的に会議を持ち、問題点の協議等を重ねているところでございます。

このような状況も踏まえ、今後とも情報提供の多様化に努めてまいりたいと考えております。

また、参考でございますが、公共情報コモンズとは、総務省が進めている事業でありまして、現在47都道府県中24都道府県が実施や着手を予定しております。石川県を含む23県

が現在検討中という状況でございます。

次に、避難施設が安全規格に沿った条件を満たしているかとの御質問でございますが、平成24年度の地域防災計画の見直しの際に、耐震基準を満たしていない志雄中学校、押水中学校及び志雄運動公園体育センター等を指定避難所から外していることから、地震災害に関しましては、現在指定されている避難所は、全て安全規格に沿った建物であると認識しております。

しかしながら、河川の決壊など災害の種類により安全性の確保が難しい避難施設もございます。状況に合わせて随時見直しをするとともに、避難所開設の際には適切な判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、8番 林 一郎君。

〔8番 林 一郎君 登壇〕

○8番（林 一郎君） 私は、今回2点について質問いたします。

最初は、グラウンドゴルフ場の拡張造成及びパークゴルフ場の造成についての件であります。

現在、グラウンドゴルフ競技の会員数は152名であり、パークゴルフ競技の会員数は50名を数えます。当町にありましては一番のスポーツ団体かと思えます。グラウンドゴルフ競技は、普通32ホールで競う競技でありますけれども、しかしながら、押水運動公園で32ホール設定すると、非常に狭い中でのプレーを強いられます。やはりここはゆったりとした環境の中で、歩いて考え、また歩いて考えての余裕のあるプレーをしたいのが本当かと思えます。

私は現在65歳でございます。年齢的には一番若いほうでございます。ほとんどの方は70歳代、そして、中には80歳の夫婦の方もいます。皆さん大変元気です。そうした方々を目標に我々も頑張っていきたいと思っています。

協会としまして、将来32ホール並列コースの設定を要望していきたいと考えています。当協会は、地域交流の基幹として、グラウンドゴルフ場を拡張し、親睦と健康管理を目指し、幅広く交流大会を計画、実行していきたいと考えています。

平成27年の和歌山国体にグラウンドゴルフ競技がノミネートされました。「いつでも、どこでも、いつまでも」を合い言葉に生涯スポーツとして取り組んできましたが、今後、国体に参加することで、より高い競技スポーツとして発展していくものと考えております。

素晴らしい競技施設で、県内外より多くの仲間に呼びかけ、日本海を眺望しながら交流大会を開催したいと考えています。我が町より国体選手が選出されるよう、努力、精進していく覚悟であります。

また、パークゴルフ競技にいたしましても、最近、日本中に広がりを示し、非常に面白いスポーツとして取り上げられています。石川県では、金沢、加賀方面で大変な人気を集め、各地に新しいコースが増えてきています。能登地域でも、志賀町に続いて、内灘町、津幡町、かほく市、七尾市、中能登町、珠洲市等が規格用品を備えた施設を設置しております。宝達志水町も、高齢者の健康増進を図るとともに、医療費支払いの軽減にも役立てばと思っています。

そこで、町長及び関連課長に伺います。今後ますます盛んになろうかとしているこのスポーツに対して、用地の拡張に関してどのような考えがあるか伺います。先ほども述べましたが、健康増進及び医療費関連に関しても大変有意義なことと私自身も思っています。

次に、2点目といたしまして、前田川の中州の撤去について伺います。

私は、前田川及び近所の伊助川の近くに生活をしています。この川は毎年、雨の時期が来れば、必ずと言っていいほど水位が上がり、非常に不安感、危険な思いをし生活しています。前田川は上流より、杓田川、大坪川、前田川、また、先ほどの伊助川の流れが一堂に集まってくるので、すぐに警戒水位に達するわけでございます。根本的な対策が必要でありますが、実際となるとかなり難しい問題かと思っています。

そこで、前田川の上流、中流、下流の砂の撤去を毎年計画的にできないものか、町長及び関連課長に伺います。前田川の水位が上がれば伊助川からの流れが前田川に流れず、反対に逆流してくる状態となります。でありますから、常に前田川の整備をお願いするものでございます。今は梅雨も終わりましたが、現在の日本の気象は、いつ、どこで、何が起きかわからなくなってきました。この辺も十二分に考えていただきまして、検討願いまして、私の質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 林議員の御質問にお答えいたします。

グラウンドゴルフ場の拡張造成及びパークゴルフ場の造成の御質問でございますが、このグラウンドゴルフとパークゴルフは、いずれも昭和57年ごろに生涯スポーツの推進事業として考案されておりまして、その後30年余りが経過し、本町ではグラウンドゴルフがい

ち早く取り入れられ、今もなお多くの会員により毎年20回程度の大会があるほか、各種団体と、また各集落の大会が数多く開催されていると伺っております。

また、パークゴルフが本町で始められたのはここ5、6年前であると伺っております。ルールも至ってシンプルで、子どもから高齢者まで誰もが楽しめることから、発足当時は5人程度の会員数であったということでございますけれども、今年度は既に60名以上となっております。大変人気のあるスポーツと伺っております。

いずれのスポーツも地域の活性化や、議員御指摘のとおり、医療や福祉分野への貢献度が高いのではないかと考えております。

ただ、押水運動公園のグラウンドゴルフ場は、町民にとっては大変重要な交流の場あるいは憩いの場ではないかと理解しているところでございますので、今後、協会の方々と相談しながら、どのような拡張方法が適当か前向きで考えてまいりたいと思っております。

次に、前田川の中州の堆積土砂の除去でございますけれども、議員御指摘のように、前田川につきましては二級河川に指定されております。その河川管理については、石川県が管理を行っておりまして、過去の浸水状況や土砂の堆積状況を考慮しながら中州の除去を実施していると伺っております。また、毎年6月に実施しております河川愛護作業時に、中州除去等の要望が各沿川集落からいただいております。現地の写真、位置図を添付して石川県に要望しております。

議員御指摘のとおり、市街地の防災・治水対策の面からも計画的な中州除去は重要であると考えております。引き続き重点箇所として県に要望してまいりたいと考えております。

そのほか、細部につきましては所管課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） 林議員の御質問にお答えします。

グラウンドゴルフ場の拡張でございますが、このグラウンドゴルフ場に隣接いたしますのと里山海道までの森林は、海岸線の砂が飛ぶことを防ぐための飛砂防備保安林、それと森林レクリエーション活動の場を提供いたします保健保安林として指定されており、それぞれ重要な役割を果たしております。

このように森林機能が制限されております厳しい現状ではありますが、今後は、大切な保安林の機能を維持しつつ、かつ保安林の特性を活かし、どれだけの範囲で、どの

ような環境整備ができるかについて、石川県の担当部署と協議をいたしまして、また、専門家や両協会とも相談しながら、用地拡張の調査・計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。議長にお許しをいただきましたので一般質問をいたします。

私は、防災と当町役場での職務経験者採用に関する質問をいたします。

まず、防災に関する質問のうち、自主防災組織について質問します。

自主防災組織は、集落レベルでの防災活動において中心的役割を担うことが期待されています。当町における自主防災組織数は少しずつ増加していると思いますが、未結成となっている地域もあります。助成金の交付をはじめ結成を促進する取り組みがなされていますが、地域固有の問題から結成が進まない例もあると存じます。そうした問題の一つに、人口の少ない集落は結成が困難であることが挙げられるように思いますが、実態は如何か、お尋ねします。

そして、そうした集落に対して特別な支援を行っては如何でしょうか。例えば人口の少ない集落が隣接する地域では、複数の集落が連携するような方法を提示して結成を促進しては如何でしょうか。

また、今後の人口減による地域の活力低下を考慮した際に、こうした複数の集落が連携することは、充実した活動を行うことが可能になると思われますから、防災以外の分野における活動でも複数の集落の連携を促進するのが望ましいと考えますが如何でしょうか。

既に結成されている自主防災組織の活動状況についてですが、定期的な避難訓練の実施や集落を挙げての大規模な訓練イベントを実施している集落がある一方で、結成の段階で一段落し活動が停滞している組織があるのではないかと懸念されます。今後、不活性的な組織には、町内の活動が盛んな組織の活動事例を紹介する、また、訓練に体験的な参加を勧めるなどして、多くの防災組織が、活発で有効な活動を実践できるように取り組んでは如何でしょうか。

次に、8月中の豪雨に関する行政の対応について質問します。

昨年に続き、今年も8月に豪雨があり、町内で多くの被害が発生しています。この豪雨

に際し、住民から行政に対して支援依頼があったかと存じますが、それらに対して如何なる対応をしたか、また、十分に対応できたかお尋ねします。

そして、こうした災害対応は役場の業務時間外にも適切に行うことができる体制が整えられているか、お尋ねします。

災害対応の中で、避難所の開設はできるだけ早期にされることが必要です。例えば豪雨災害では、予報で大雨が予測された時点、つまり外出もできないような豪雨が降り始める前に避難を呼びかけ、行動することが望まれます。

それでは、避難所はいつ開設されるか、つまりどういう基準で開設されるか、安全を確保する上で適切な基準が定められているかお尋ねします。また、危険が予測された時点で早期に開設される避難所が必要と考えます。そうした避難所は、食料などの物資の提供は行わず、緊急的に避難を受け入れる、そうした避難所で、他の自治体では、開設が定められている事例があります。こうした早期に開設される一時的な緊急避難所を定め、開設する体制を作るのが望ましいと考えますが、如何でしょうか。

次に、職務経験者の採用について質問します。

役場の職員採用は、定数の管理や適正な配置、年齢等の分布を考慮しながら職務経験者の採用が行われる年があると思います。自分が今まで培ってきた経験や能力を当町発展のために生かしたいという熱意を持った方々が、現に経験者枠で採用され、御活躍されていると感じています。こうした熱意と多彩な経験や技能を持つ方が、UターンやIターンの形を含めて町に住み、行政に携わることは、行政内部に新たな活力と良い刺激を与えるのみならず町の発展に望ましいことと考えます。

ところで、経験者枠の年齢制限については、ここ何年かで調べた内、平成24年度採用の条件が昭和52年4月2日以降生まれであること、つまり採用時に34歳となっている、この定めが最高で、他の年度は採用時年齢が30歳以下となる制限が設定されていたと思います。

この年齢制限を大幅に緩和しては如何でしょうか。この年齢や学歴などの条件をできる限り緩和あるいは撤廃することを含め、意欲ある多彩な人材を積極的に募っていくことを提案し、私の質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災についての御質問であります。本町における自主防災組織の結成状況は、

本年３月末で52集落中13地区で自主防災組織が結成されております。このような状況の中で、自主防災組織の設立の一助となすため、平成26年３月に宝達志水町自主防災組織の設置の促進等に関する要綱、また、組織設立等を活性化させるための活動助成金交付要綱も併せて定めまして、区長会総会において周知したところであります。その甲斐あってか、今月に２つの自主防災組織が設立することができました。

議員御指摘のとおり、人口の少ない集落については、人員等の関係もありまして単独での設立は難しい面があることは承知しております。先述の要綱においても、複数の集落が合同で自主防災組織を結成することを定義づけております。

今後も、区長会等を通じて、自主防災組織の設立に対しまして積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、職員採用についての御質問であります。平成17年の合併以後、組織・機構の見直し、新規採用計画の凍結あるいは勧奨退職制度の活用などによりまして職員数を削減してきた結果、年齢構成に空白が生じることになり、その平準化が必要となったことから、平成23年度から採用を始めました。平成24年度からは、民間ノウハウを導入するため、職務経験者の採用も実施し、当初は35歳を対象としておりましたが、新規採用に伴い年齢構成の平準化が進んだことから、昨年の募集は30歳までとしたところであります。

また、今年の募集につきましては、年金支給開始年齢の引き上げに伴い、定年退職者の再任用制度の希望者数を考慮し、少人数採用としたため、職務経験者枠は設けず、年齢30歳まで、大学卒の条件のみで募集いたしました。今後も、職務経験者枠を活用するとともに、年齢要件についても、年齢構成や職種の状況などを総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させます。

○議長（守田幸則君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 寶達議員の御質問にお答えします。

８月中の豪雨での対応についてでございますが、８月16日から17日にかけての豪雨につきましては、杉野屋地区において床上浸水１棟、床下浸水24棟、柳瀬地区において床下浸水３棟の住宅被害のほか、町道、農道、林道及びため池等において多大な被害が発生しました。

御質問にありました被害発生前の支援依頼については、荻島地区におきまして土嚢積み

の依頼がございました。それを受けまして、17日 6 時30分には消防団全分団を招集しております。それにより消防団による土嚢積みを実施していただいております。

次に、被害発生への支援につきましては、床下浸水家屋等での防疫対策資材としまして消石灰を衛生班である住民課において準備・配布しております。

また、業務時間外にも十分な対応ができる体制は整えているかとの御質問でございますが、今回の災害においては、危機管理室員が 5 時30分に役場庁舎到着後、関係課である地域整備課、農林水産課の各課長に連絡し、パトロールの要請を実施しております。

さらに、杉野屋地区での床上・床下浸水の情報が入った後は、生涯学習センターを避難所としまして開設し、所管課である生涯学習課職員の待機を要請いたしました。

このようなことから、概ね対応できる体制であったとは認識しておりますが、反省すべき点もあり、必要な改善策を講ずる予定としております。

次に、避難所の開設基準についてでございますが、現状のところ、明確な基準はございません。しかしながら、土砂災害警戒情報が発令された場合においては、避難勧告や避難指示の可能性が高くなることから、避難所開設の判断基準の一つになると認識しております。

今後は、国が示した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに沿って防災関係機関との調整の上、マニュアルを策定するとともに、失敗を恐れず早目の避難勧告や避難指示を出し、適切に避難所を開設してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、再開は午後 1 時から会議を開きます。

午前11時50分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（守田幸則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町議会を代表して、町民の健康と安全を守り、民主的な教育を子どもたちに引き継ぐ立場で、4 点について町長、教育長及び担当課長に一般質問いたします。

第1点目は、来年度からの介護保険がどうなるかについての質問であります。

今年終わった6月の宝達志水町の定例議会の時には国会で法律案が成立していませんでした。しかし、6月18日には国会で宝達志水町の介護保険にかかわる法律が自民党、公明党の賛成多数で国会で可決成立されました。ですから、介護保険が来年度から具体的にどうなっていくのかの輪郭が大体明らかになってきましたので、質問いたします。

なお、この質問は、国会での委員会の議事録や他市町村で行われていることを踏まえてお聞きするものであります。

まず、私の感想から言わせていただければ、通常国会で成立したこの介護保険にかかわる法律は、来年度から多くの高齢者の方々が、これまでだったら介護保険のサービスを受けることができたのに、来年度からは、介護保険料を値上げしながら、介護サービスを受けさせなくさせる稀代の悪法だとの印象を持たざるを得ません。

最大の問題は、介護認定で要支援となった方々から訪問介護サービスやデイサービスなどの通所サービスを取り上げてしまうという問題であります。取り上げてどうするかというと、町が実施している地域支援事業に新たなメニューを設け、介護サービスが、ボランティアによる掃除や見守り、配食などに変えられ、しかもそれを実施するのはNPOやボランティア。事業の予算は介護保険よりも少なくなっていくなど条件が付けられております。講習や経験を積んだホームヘルパーや介護士などのプロがかかわって供給する介護保険から、ボランティアなどが中心となるサービスの質の低下を押しつけています。介護を安上がりにしよとの国の施策の意思が強く感じられます。

この根拠は、参議院での審議が山場を迎えつつあった6月11日に厚生労働省老健局が提出したペーパーに基づいております。しかも、今後は、介護認定で要支援となりそうな方々を増やさないやり方も考えられております。今後、新たに介護サービスを申請しても、申請書類は認定審査会に回らず、町や地域包括支援センターの職員に要支援相当と判断された人については、介護認定さえも省略したままサービスを割り振ることが可能になったということでもあります。

そこでお聞きいたします。介護認定は省略可能とはなっても、一人一人の高齢者の権利が大事で、町の義務ではありません。町の認定省略は義務ではありません。また、冗談半分で申請する人など考えられません。介護認定を申請した方々の認定の省略はあり得ないと思いますが、如何ですか、健康福祉課長にお聞きします。

次に、県内でも既に実施されている介護保険のサービスを減らすツールとなっている地

域ケア会議を利用したサービス打ち切りの問題であります。

各地の地域ケア会議で要支援 1、2 の方々、そして要介護 1、2 の方々に対する保険給付の在り方が問題視されて、ケアプランを見直すようケアマネジャーが圧力を受けたり、介護保険利用者が介護サービスからの卒業を求められている事例が、新しい介護保険制度に対応したモデル事業を行っている自治体で広がっています。

県内にもあります。石川県内のある自治体では、「ホームヘルパーによるごみ出しを町内会やボランティアに頼めないか」「デイサービスでの入浴をやめて、老人福祉センターの風呂に歩いて通ってくれ」「通所のリハビリは卒業するべきだ」など、行政からサービスの縮小を迫られる事例が頻発しています。

全国を調べてみますと、「介護保険を受ける人が増えているから（そろそろやめて）自立を考えて欲しい」とか、「それだけ元気なら介護保険サービスを使わないで、あなたがボランティアになったらいい」とか、「早く卒業してくれ」などと介護保険利用者が言われる例が多く出てきております。形式上は同意の形をとりながら、行政の圧力で、まさに、卒業ではなくて介護保険からの理不尽な強制退学を行っている例が多く見られるんです。

厚生労働省は、制度改定後の要支援者サービスの割り振りや要介護認定の必要性の判断について、「自治体や地域包括支援センターで適切なマネジメントを行い、本人の同意を得るので、サービスの後退は起こらない」、こう言い続けてきました。しかし、全国での予防モデル事業の例が示すように、その実態は、介護保険サービスからの強制卒業や要介護認定を更新させないことを利用者に迫り、強引に同意を取り付けるものとなっています。

さて、宝達志水町はこういうことは行わないと言えますか。

次に、先ほどまでは要支援の方ですが、今度は要介護 1、2 の方々の特別養護老人ホームへの入所についてお聞きします。

現在、全国には17万8,000人の要介護 1、2 の方が特別養護老人ホームに入所されています。しかし、来年度から、それらの方々は原則として入所できなくなります。ところが、入所できない方々の受け皿計画を政府は持ち合わせているか。そうしますと、国会の議事録を見ていましたら、そこで沈黙がありました。つまり、政府は、今後、特養入所から外される要介護 1、2 の方々の問題を市町村に対応を丸投げし、民間企業による有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の増設に期待をするだけという無責任ぶりです。

サービス付き高齢者住宅などは月々20数万円という利用料金だと言われているところが多くあるんです。誰でもが入れるところではないのです。なぜ、特別養護老人ホームを増

設しているのに入所希望者が増え続けているのか、それは、事態の根底には低所得で低年金の高齢者の激増があります。そして、そうした人が要介護になった時に、終の棲家になる施設が特別養護老人ホームしかないことなのです。

さて、要介護１、２の方々の特養ホームへの入所に関して、厚生労働省は、知的・精神障害、虐待被害者、認知症で常時の見守りが必要など「やむを得ない事情」がある場合は、措置入院として要介護１、２でも特例入所を認めるとしています。間違いありませんか。

次に、低所得の介護保険利用者の方が施設に入所する場合についてお聞きします。

介護保険制度には、低所得の方が介護保険を利用し施設に入所した場合、食費や居住費の負担を軽減する仕組み、これを補足給付と呼びますが、これがあります。宝達志水町内でも利用者がたくさんおられることは、これまでの私の質問への町の答弁でも明らかです。この制度は平成17年に、それまでは保険給付だった施設の食費や居住費を全額利用者負担にした時に、低所得者を施設から排除しないために作られた制度であります。

ところが、この制度を６月に終わった国会で大幅に後退させています。例えば、世帯分離をしている配偶者が住民税課税である場合には、補足給付を打ち切ることになりました。また、これまでは遺族年金や障害年金などの非課税年金も、今後は収入という扱いの方向が示されております。これでどうなるでしょうか。例えば、国民年金で月々６万円の年金を受けている方は、今は特別養護老人ホームの利用料金は、補足給付などを受け取っておりますから大体月５万円の負担でいいんです。ところが、世帯分離している配偶者が厚生年金の受給者なら、特別養護老人ホームの利用料金が何と２倍にも膨らむケースも出現し、施設と、外と中の両方の生活が破綻しかねません。

宝達志水町民の施設利用者が、補足給付がなくなったら一人一人どうなるのか、家族生活が破綻してしまうケースはないのかお聞きいたします。

この問題の最後に、町長にお聞きします。

６月に成立した介護保険の新たな法律は、要支援者を切り捨てて、自治体任せの事業に迫いやる、それと同時に、徹底した介護給付予算削減の枠組みを作って、自治体をサービス切り捨てに駆り立たせる中身となっています。高齢者の方々に「悪いのは町」と思わせるような中身になっているのが今回の介護保険の改正です。

町民のための介護保険制度を守るために、あらゆる場で町民の声と実態に根差した改善への声を国、県に上げていく必要がありますが、如何でしょうか、町長にお聞きします。

次に、土砂災害及び家屋への浸水防止のための対策についてお聞きします。

この問題への質問と答弁が私の質問以前にありましたので、私からは、重なっている質問は避け、違う視点の問題についてお聞きします。

まず、土砂災害警戒区域と特別警戒区域である土砂災害警戒区域及び地滑り警戒区域、がけ崩れ警戒区域は、それぞれどこに何力所あるのか、また、雨による住居等への浸水警戒区域があるなら教えていただきたい。そして、整備の状況をお聞きします。それぞれの特別警戒区域など、整備がまだなら、その原因もお聞きします。先月8月の歴史的な大雨により、警戒していた区域に浸水や土砂災害があったのかどうか。そして、そこは整備が行われたところかどうか。災害区域の整備計画を策定すべきだと思うが如何でしょうか。もう二度と同じ災害が起きないような対処をする必要があると思いますが、御答弁願います。

次に、原子力災害からの避難についてお聞きします。

政府は原子力防災指針において、これまで原子力施設から半径8キロメートルから10キロメートルを防災対策を重点的に行う地域の範囲としてきましたが、3年前の福島第一原発事故を受けて、国際原子力機関 I A E A が概念を示し、原子力施設から半径30キロメートルの範囲で災害対策を重点的に行う区域を変えました。それは、急速に事故が広がることを踏まえ、住民の避難や屋内退避を準備することを求めたものでもあります。宝達志水町は、それにより緊急時の防災区域に入りました。

政府が緊急時の防護対策の地域の範囲を広めた背景には、先ほどお話ししたような福島第一原発の事故の広がりの実態があります。ところが、志賀原発の周辺の安全確保及び環境保全に関する協定は、福島第一原発の事故以前のままで、志賀町と石川県、北陸電力の3者による協定だけにとどまっています。これでは、原子力事故が起こっても、宝達志水町は被害の賠償も請求できないことになります。これでいいのでしょうか。

報道によりますと、北陸電力は富山県や氷見市と安全協定に関する協議を始めているとされております。また、以前の E P Z 時代の10キロ圏内の七尾市や中能登町などの市町村とも協議を始めているようです。30キロ圏内まで広がり切れておりません。同じ30キロ圏内であっても、富山県や氷見市は協議の対象になるが、なぜ宝達志水町が対象に入らないのか。協議の呼びかけは北陸電力から町にあったのかなかったのか、まずお聞きします。また、正式な呼びかけはなくとも、非公式にでも北陸電力と協議が行われているのかどうかお聞きいたします。

次に、町は安全協定の意義をどのようにお考えなのかお聞きします。

3 番目には、先月北陸電力は、再稼働のための安全審査を規制委員会に申請いたしました。この時に町は、北陸電力に宝達志水町と安全協定を結ぶよう働きかける必要があると思いますが、如何でしょうか。

最後に、6月に「地方教育行政の組織と運営に関する法律」の改正が国会で行われました。その法律の町での運用についてお聞きし、確認することを目的に質問いたします。

これも、同じように質問の中身は国会での下村文部科学大臣や文部科学省局長の答弁を参考に質問いたします。

まず、教育の基本計画の大綱を義務づけられました。その策定が教育委員会から首長に変わったことに関しての質問であります。

まず、教育委員会と首長との間で調整がつかない事例があり、首長が大綱に記載した場合はどうなるのか。例えば少人数学級を新たに始める場合、学級サイズを決める権限は教育委員会にあります。予算は首長の責任です。こんな場合はどうなるのか。また、教育委員会の権限に属する事項を首長は教育委員会の同意のないまま大綱に記載することはできるのかどうか。そして、首長が大綱に記載するには教育委員会との協議が必要と法律ではなっておりますが、協議というのは、実は大綱に記載する唯一の必要条件であります。つまり、極端な話、1秒でも教育委員の方々が同席すれば、教育委員の方々がどんなにだめだと言っても「協議した」とみなされます。だから、ふさわしくない事項は協議すべきでないのであります。その事項として、教科書採択や教職員人事が挙げられていますが、如何でしょうか。

次に、教育委員長を廃止し、新教育長、以下教育長と言いますが、首長の任命にすることについてとのかかわりであります。

教育長は教育委員会の構成員であります。この教育委員会の意思決定に基づき事務を執行する立場では変わりませんが、今回の制度改正上、教育委員会の意思決定に反する事務執行が教育長はできるのかどうかお聞きいたします。

次に、大綱策定時には「国の教育基本計画を参酌する」とあります。法律用語ですが、それは、国の方針どおりに大綱を策定しなければならないという意味なのかどうか、地方の独自性を入れることができないのかどうかということをお聞きいたします。

次に、全国学力・学習調査についてお聞きいたします。

この結果は改正法第21条に規定されております。「市町村教育委員会が判断をする」とあります。学力をつけることは非常に大事なことです。それは、子どもの興味・関心に基

づいてつけるものでなくてはならないと考えます。しかし、単にテストの点数を比べ、過度の競争原理を促進することがあってはならないと私は考えます。ましてや、公表によって授業時間の中ですべきことがおろそかになり、点数アップのためだけに授業時間が使われてはならないものと考えますが、如何でしょうか。教育長は、過度の競争の弊害についてどうお考えかについてもお聞きいたします。

最後に、教育委員会の活性化についてお聞きいたします。

教育委員会が保護者や子ども、教職員、住民の不満や要求をつかみ、教育施策をチェックし、改善する、会議を公開したり教育委員の待遇改善を行ったり、憲法と子どもの権利条約の立場に立った教育行政を行うことは重要です。そのための整備が必要だと考えますが如何でしょうか。

以上。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度についての御質問であります。今回の改正は、介護費が高齢化の進行する中で増加の一途にあります。財政負担も増加している状況から、今後、社会保障制度を維持するためには、現行制度の見直しは避けられないと考えております。

2025年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化がますます進展していくことから、要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、地区の実情に応じて町が効果的かつ効率的に事業を実施できるよう体制づくりを進めていかなければならないと考えております。

特に、要支援1、2の方の予防給付が、介護保険制度で町が行う新しい総合支援事業に移行するなど、自治体の果たす役割が重要になってまいります。総合支援事業は、平成27年4月から実施となりますが、事業実施には平成29年4月までの猶予期間がありますので、町としても、ボランティアやNPO法人等の担い手を育成し、町民が必要とするサービスを作り上げていくとともに、今後の財政措置などについては、県や町長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、住民の安全を守るため災害警戒区域の整備計画を策定すべきとの御質問であります。現在制定されております土砂災害防止法、平成11年6月に広島市、呉市を中心に集中豪雨によりまして土砂災害が発生し、この大災害を契機に、土砂災害の発生が予測され

る箇所では、対策工事等のハード対策だけではなく、土砂災害が発生する恐れのある土地の区域を明らかにし、住民の生命、身体を守るための警戒避難体制の整備や建築物の安全性の強化、開発行為の制限等のソフト対策を展開していくことを目的に制定されております。

本年４月に全世帯に配布いたしました「わが家の防災マップ」には、それぞれの災害対応について掲載しており、町民の皆様方に有効に活用願えればと考えております。

次に、北陸電力との安全協定の締結についての御質問であります。緊急時防護措置準備区域が30キロに範囲が拡大されたことでもありますので、緊急時の通信手段など、幾つかの項目についての安全協定締結は必要であると思っております。しかしながら、安全協定は、実効性のある内容でなければなりませんので、30キロ圏内にある他の市町村の動向も見極め、対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、10キロ圏内の市町等の交渉の経緯については、北陸電力から、非公式ではありますが伺っております。

以上でございます。なお、詳細につきましては所管の課長から説明させますので、御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

大綱の策定については、調整がつかない事項を首長が大綱に記載した場合どうなるのかとの御質問でございますが、文部科学省では、まず、大綱の策定においては、地方公共団体の長と教育委員会で組織する総合教育会議において十分に協議・調整を尽くすことが肝要であるとしております。その上、もし、教育委員会と調整のついていない事項を首長が大綱に記載したとしても、教育委員会は、当該事項を尊重する義務を負うものではないこととしております。また、事務の執行権限は引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断することとしております。よって、本町教育委員会といたしましても、調整のついていない事項ごとに適切な判断をし、執行してまいりたいと考えております。

次に、大綱の策定方法ですが、教育委員会の権限に属する事項を首長は教育委員会の同意のないまま大綱に記載することができるかとの御質問でございますが、今ほどお答えしたとおりでございます。

次に、首長が大綱に記載するには教育委員会との協議が必要となっているが、協議事項にふさわしくないものがある。教科書採択や教職員の人事についてですが、これについては、地方公共団体の長の権限にかかわらない事項となっております。

次に、教育長は教育委員会の構成員でもあり、合議体の意思決定に基づき事務を執行する立場だが、この制度改正上、合議体の意思決定に反する事務執行を行えるのかとの御質問でございますが、文部科学省では、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づく事務をつかさどる立場にあることは変わりなく、教育委員会の意思決定に反する事務を行うことはできないものであるとしております。

次に、改正法には、大綱策定時には国の教育振興基本計画を参酌することが書かれていますが、この方針どおりに大綱を定めなければならないのか、独自性を入れることはできないのかとの御質問でございますが、文部科学省では、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとしております。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、結果の公表の判断は市町村教育委員会が行うことになっているが、単に点数を比べ、過度の競争原理を促進させるようなことについては行うべきではないと思うが如何か。また、過度の競争の弊害についての御質問でございますが、本町では、教育委員会としては、学校名を明らかにした学校別の公表を行わず、公表する内容、方法等、教育上の効果や影響等を考慮して行うこととしております。また、弊害については、過度の競争は児童生徒個人の、あるいは当該学年への自己肯定感、学習意欲の低下等が予想されます。

次に、会議の公開と委員の皆さんの待遇改善、教育委員会の役割が確実に果たせる体制の整備が必要ではないのかとの御質問でございますが、会議の公開については、制度上、申し込みがあれば傍聴できるものとしております。傍聴における詳細な規定については未整備なため、今後、整備を図ってまいりたいと考えております。また、委員の待遇改善については、他市町の水準や本町の他の行政委員との兼ね合いを勘案して検討してまいりたいと考えております。さらに、教育委員会の体制の整備については、現在、不定期で行っている会議を毎月の定例会として充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 小島議員の御質問にお答えします。

北陸電力から安全協定に関する協議の呼びかけが本町にあったかという御質問でございますが、富山県や氷見市と安全協定に関する協議を進めているとは聞いておりましたが、本町に関しての呼びかけはございませんでした。

次に、安全協定の意義を問うという御質問でございますが、安全協定とは、原子力事業者が地元の都道府県、市町村、隣接の市町村と結んだ安全に関する協定を原子力安全協定と言い、主な内容としましては、周辺環境における放射線の共同監視、地方自治体による立入調査・安全措置要求の受け入れ、施設の新設又は増設、変更に対する地元の事前了解、施設の安全確認の実施などを取り決めることで、住民の安全を確保するための協定と理解しております。

次に、緊急時の防護がE P Z からU P Z に変更されたことに伴い、石川県の防護措置にどう生かされているかとの御質問でございますが、原子力施設から半径10キロ圏内が防災対策を重点的に行う地域の範囲とされてきましたが、福島第一原子力発電所の事故を受け、急速に事故の影響が広まることを踏まえ、住民避難や屋内退避を準備することに役立つU P Z に変更されたと理解しております。

このことにより、石川県による事業としましては、30キロ圏内となる本町に放射線量を計測するモニタリングポストが2基設置されました。また、災害対策本部を設置する応接室に、オフサイトセンターとテレビ会議ができるシステムが設置されました。そのほか、放射線防護資機材としまして、サーベイメーター6台、ポケット線量計112台が県から貸与されております。

そのほか、今年度には、町民センター「アステラス」において放射線防護対策工事を実施し、町内の要援護者が一時避難できる施設として整備することといたしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

介護保険制度に関連しまして、まず、1点目の介護サービスを申請し、「要支援相当」と判断された方について、要介護認定を省略することはないかとの御質問でございますが、利用者が町の窓口相談に来られたときに、明らかに要介護1以上と判断できる場合や、福祉用具貸与や訪問看護等の予防給付が必要な場合は、要介護認定の申請を行っていただ

きます。ただ、介護予防や生活支援サービスのみの利用を希望する場合は、申請者に合った多様なサービスを提示し、基本チェックリストによって、介護認定を待たずに早急にサービスの利用につなげる方法をとりたいと考えております。しかしながら、サービスの利用の途中で他の予防給付が必要になった場合は、直ちに介護認定の申請を行っていただくことを勧めたいと思っております。

次に、要介護１、２の方を介護サービスから卒業と称してサービスの縮小を迫ることはないかとの御質問でございますが、地域ケア会議は、個別ケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で協議することにより、課題を共有し、解決に向け関係者間のネットワークの構築や新たな資源開発、さらには施策形成を図っていく仕組みであります。したがって、生活支援や介護予防サービスの充実を図っていく上で、今後、積極的な運用を図りたいと考えています。

当町においても、困難事例が発生した時には地域ケア会議を開催し、ケースのかかわり方を関係者が検討した経緯もございますが、個人のサービス内容の審議については、それとは別にサービス担当者会議を開催し、関係スタッフがその人に合ったサービスを検討する場を設けています。その際、サービスを縮小したり停止するという発想ではなく、心身の機能が低下しないように、その方にとって必要なサービスや地域で暮らせる方法を念頭に置いてサービスの在り方の話し合いをする場としております。

次に、３点目の要介護１、２の方の特養ホームへの入所に関して、やむを得ない事情のある場合は特例入所を認めると言っているが相違ないかとの御質問でございますが、特別養護老人ホームに新たに入所する方については、原則、要介護３以上に限定することとなりますが、要介護１または２の方であっても、国の指針では、認知症などやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認める場合には、町が職権を持って必要なサービスを提供するための措置入所ではなく、現行の入所判定の取り扱いと同様で、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に特別養護老人ホームへ入所することは可能でございます。

次に、４点目、低収入の方が介護施設に入所した場合、食費、居住費の負担を軽減する補足給付についての御質問でございますが、特別養護老人ホームやショートステイ等の入所費用のうち、食費や居住費は本人の自己負担が原則となっておりますが、住民税非課税世帯の利用者について、現在は、資産等の有無にかかわらず、申請に基づき、食費や居住費を補助する特定入所者介護（予防）サービス（補足給付）を支給しております。

補足給付は、本来の介護の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を持っており、高額な預貯金などを保有し、負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源として食費や居住費を補填する補足給付は、在宅で生活する方との不公平を是正する必要があるといった観点から、支給判定の要件に資産などが追加されるものでございます。

今回追加される要件は、1つ目は、世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は給付の対象外になること、2つ目は、預貯金の保有について、単身者で1,000万円を超える場合や夫婦で2,000万円を超える場合は給付の対象外となり、3つ目は、補足給付の段階区分の決定に当たり、非課税年金（遺族年金や障害年金）でございますけれどもそれを収入として勘案するとしております。

このような利用者負担の見直しを実施した場合でも、途中で預貯金が基準を下回れば、申請により今までどおり補足給付の支給が受けられ、また、配偶者の方に課税されるある程度の所得があることを勘案すれば、今までより負担は増えると思いますが、施設を退所する状況にはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

土砂災害及び家屋への浸水防止に関しの質問の中で、まず1点目として、雨による住民への浸水警戒区域及び土砂災害区域及び特別警戒区域（土石流警戒区域、地滑り警戒区域、がけ崩れ警戒区域）等でございますけれども、それぞれどこに何カ所あるか、また、整備の進捗状況と整備が進んでいないとしたら何が原因かとの御質問でございます。

まず、浸水警戒区域では、石川県が策定しました二級河川、子浦川の浸水想定区域図によりますと、吉野屋集落の一部、子浦集落の一部、二口集落の一部が浸水想定区域となっております。

一方、土砂災害区域では、96カ所が本町で指定されております。その内特別警戒区域は69カ所となっております。その内訳としては、土石流特別警戒区域は東間集落他19カ所、地滑り特別警戒区域の指定は、本町ではありません。急傾斜地警戒区域は、東間集落他48カ所であります。

その整備状況については、土砂災害危険箇所における重点箇所、人家5戸以上に被害が及ぶ箇所という位置づけでございますけれども、53カ所あります。その内整備済みは19カ

所と聞いております。整備の遅れについては、国の砂防予算が前年の半分に減額されたことが主な原因と石川県砂防課から聞いております。

2点目の8月中旬の大雨により警戒していた区域に浸水被害や土砂災害があったのか、また、そこには災害を発生させない整備が行われていたところかとの質問でございますけれども、今回の浸水被害は、先ほどから答弁させていただいているように、杉野屋地区、柳瀬地区でございます。柳瀬地区については、過去に浸水被害が発生し、その経験からパトロール等を実施しておりましたけれども、杉野屋地区について、過去にそういう被害がなかったため、一報を聞いたときは大変信じられなかったのが感想でございます。

土砂災害があった場所については、杉野屋集落で2カ所発生しております。そこにつきましては、昭和51年と昭和63年に石川県が土留擁壁やフェンスを設置している場所でありました。現在、1カ所の現地には、伸縮計と土石流センサー、雨量計を設置し、異状があった場合、携帯電話で関係者に異状が届くようになっております。また、残り1カ所については、山の法面にクラックが発生しておりますので、それが拡大するか監視を実施しているところでございます。

3点目の大雨を経験した今は、少なくとも同じ自然条件（雨量等）で発生しないための緊急の対策が取られるべきとの御質問でございます。

今回の対応の反省点として、土嚢積に使用する土砂の手配が遅延した点、また、電話の対応がスムーズに行かなかった点、職員のパトロールによる連絡不足等の問題が明らかとなり、今後の対応に活かしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 答弁漏れも含めてちょっとお聞きいたします。

私がお聞きしたのは、要介護認定を省略させることはないですねということと言ったんです。これまで、申請者は必ず認定の場で、書類を出して、介護幾つかというのが決められておったんですよ。ところが、それを省略することがあるのかどうか。もしもそれ、窓口で大丈夫やと言っても、そうじゃない場合がたくさんあるんです。ですから、それは、そういうことはあるのかどうかというのをもう一回お聞きします。

それと、土砂災害及び家屋の浸水ですけれども、今、課長さんが言われた、例えば、今回一番被害がひどかったのは杉野屋ですね。土砂じゃなくて雨の被害で。杉野屋の方は、

小さいときからあったと言うんですよ。それで、原因は杉野屋の方は十分知っておるんです。何でかといったら、あそこは吉崎川の源流になりますよね、あそこね。菅原の堤と杉野屋の堤というのは、でかいのが2つあるんですけれども、これがあふれたら、杉野屋を流れている川に全部流れてくるんです。数年前に工事をして、国道の西側までが広げられてありましたけれども、国道のところが狭いんですよ。ですから、これをもう一回国に申請しながら、県とも協議しながら、あそこをもっと広げる必要があるだろうし、同時に、もとを絶つと言おうか、杉野屋と菅原のあの堤が水をどこかに逃がす場所をつくる、そういうことをやっていかなければだめだと思っているんですよ。それは十分杉野屋の方々は知っとるんです。ぜひもう一回聞いていただいて、そういうことがもう絶対に、雨が降って、そういう被害、床下浸水、床上浸水なんて恥ずかしい限りです。そうならないように、ぜひお願いしたいと思っておるんです。そこをちょっと調べてやっていかれるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、原子力災害の避難についてですけれども、実は、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書というものの、これはインターネットからどれだけでもとれますけれども、ここの13条に何が載っているかというのと、損害の賠償という項目があるんです、町長。町長は、どうもこの問題、通信手段で何とかと言われていましたけれども、この協定を結ぶと損害の賠償ってあるんです。これ、協定を結んでいないと何にもないんですよ。あれだけの大きな事故、原発というのは事故がつきものですから、絶対事故がないと言えんようになったんです。ましてや活断層がその辺にいっぱいあるんですから、その時に何かあったとき、町民の安全と財産とを守っていく、町の財産を守っていくためには、13条の損害の賠償というのはどうしても必要だと思います。風評被害の問題も対応できる、公害の防止も対応できる、こういうものがこの協定の中に入っているんです。ぜひ協定を見ていただいて、強く、連絡関係だけではなくて、この協定を結ぶように。

今、志賀町、石川県、北電の3者でしか結んでいないんです。でも、福島第一原発の事故は、こんな問題じゃないですよというのがはっきりしたのですから、やはり30キロ圏内も協定を結ぶようにしてくれ、この強い申し入れが必要だと思っているんです。これは如何でしょうか。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

災害協定につきましては、30キロ圏内に入る市町がたくさんございます。原子力立地市町村は17でございますけれども、30キロ圏内に入るところは数十カ所あります。だから、そこらの情報も一応とりながら締結してまいりたいと思っております。

一応、非公式ではありますがけれども、その都度、北電から内容は聞いておりますので、遺漏のないように努力してまいります。

○議長（守田幸則君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

今ほどお話がありました二級河川吉崎川と普通河川吉崎川、国道159号の横断部分につきましては、今御指摘があったように断面が小さくなっていることから、先週の金曜日、杉野屋集落の役員の方、8月17日当時の浸水状況等あわせて要望に見えられました。その中で話は出ておったんですけれども、今回の被災原因としては、まず、この国道の横断部分が狭いというのが第1点。第2点として、議員御指摘のように、菅原のため池、杉野屋のため池の異常降雨によりましてため池の水位が上がって、通常言っております余水吐けのほうから溢水した水が大きかったのではないかと。それと、もう一点は、杉野屋地区に走っております広域農道の路面から出てくる水も1つの誘因じゃなかったかというようなことも考えられるのではないかというようなことでございました。

過去には、昭和50年、58年、63年、平成3年、平成5年と時間雨量30ミリなり200ミリ近くの大雨が降っておりますけれども、今回のような初めての状態でございました。危機管理室と農林水産課と話し合いをしまして、ため池の用水が要らなくなっている時期なものですから、少しでもため池の水位を下げたいというようなことも併せてお願いしたところでございます。

今の国道の横断部分につきましては、早々に能登国道維持出張所に現況を報告し、どういう方法があるのか、一遍打ち合わせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

地域包括センターに御相談においでになる方は、いろいろなケースがございます。すぐにサービスを利用されたいような相談もございます。そして、その内容によっては、要介

護認定の申請を考えている方、それぞれ段階はいろいろありますので、先ほど申しましたとおり、すぐに介護認定をされる方については、その受けたサービス内容といったものも考慮し、申請を受け付け、そして、まだそういうサービスではなく、早急に、介護認定には少し時間がかかりますので、その前にもうサービスを利用したい、そういったケースもございますので、そういった方については、介護認定を待たずに利用できるサービスを提供していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。認定第1号 平成25年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件は、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎決算特別委員会委員の選任について

○議長（守田幸則君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私から指名いたします。

決算特別委員会の委員に、北 信幸君、金田之治君、北本俊一君、柴田 捷君、土上 猛君、久保喜六君、寶達典久君を指名いたします。

◎ふるさと人口対策特別委員会の設置及び同委員の選任について

○議長（守田幸則君） 次に、ふるさと人口対策特別委員会の設置及び同委員の選任の件を

議題といたします。

お諮りいたします。人口対策は本町における最重要課題であり、子育て支援や定住対策、就業・居住環境などの人口対策にかかわるあらゆる要因について、早急に調査・検討し対応していくため、6名の委員で構成するふるさと人口対策特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、6名の委員で構成するふるさと人口対策特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

ただいま設置されましたふるさと人口対策特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私より指名いたします。

ふるさと人口対策特別委員会の委員に、近岡義治君、北 信幸君、金田之治君、北本俊一君、林 一郎君、私、守田幸則を指名いたします。

決算特別委員会及びふるさと人口対策特別委員会の委員長と副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時58分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（守田幸則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、土上 猛君、副委員長、柴田 捷君、以上のとおりであります。

次に、ふるさと人口対策特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

ふるさと人口対策特別委員会委員長、金田之治君、副委員長、林 一郎君、以上のとおりであります。

◎委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第48号から報告第13号までの議案4件、報告1件は、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第48号から報告第13号までの議案4件、報告1件は、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月9日から9月11日までの3日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月9日から9月11日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は9月12日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時13分散会

平成26年 9 月12日（金曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	9 番	守 田 幸 則
2 番	寶 達 典 久	10 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	11 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	12 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	13 番	北 信 幸
8 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 岡 田 正 人
主 任 燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危 機 管 理 室 長	越 野 好 則
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
企 画 振 興 課 長	近 岡 和 良
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
健 康 福 祉 課 長	村 井 仁 志

こども家庭室長	藤 井 弥 生
農 林 水 産 課 長	一 家 剛
地 域 整 備 課 長	谷 川 弘 一
学 校 教 育 課 長	中 村 努
学 校 教 育 課 長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生 涯 学 習 課 長	安 達 大 治
文 化 財 室 長	村 井 伸 行
会 計 課 長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

- 日程第 1 発言の取り消し申し出について
- 日程第 2 委員長報告
- 日程第 3 委員長報告に対する質疑
- 日程第 4 討 論
- 日程第 5 採 決

(追加日程)

- 日程第 1 議案第52号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（建築）
請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第53号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（電気）
請負契約の締結について
- 日程第 3 議案に対する質疑
- 日程第 4 討 論
- 日程第 5 採 決
- 日程第 6 各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続
調査及び継続審査

◎開 議

○議長（守田幸則君） あらかじめ申し上げます。町広報担当からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、9月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎発言の取り消し申し出について

○議長（守田幸則君） 日程第1 12番 小島昌治君から、9月8日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、不穏当な発言がありましたので、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありましたので、お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ありませんので、したがって、12番 小島昌治君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） 日程第2 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過、並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、教育厚生常任委員長 柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月9日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「子育て世帯臨時特例給付金」や「小・中学校費におけるバスの借上料」

など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案３件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、総務産業建設常任委員長 土上 猛君。

〔総務産業建設常任委員長 土上 猛君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（土上 猛君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る９月１０日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「北陸新幹線金沢開業に向けたＰＲ費」や「町観光協会補助金」、「土地改良施設補修工事費」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案２件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「８月豪雨の教訓を踏まえ、更なる防災対策の整備強化を図られたい」との付帯意見が出されました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で、委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案中、議案第51号 宝達志水町税条例の一部改正案及び議会議案第4号 議員定数を定める条例の一部改正案及び議会議案第5号 議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する一部改正案の3件に反対し、討論を行います。

まず、議案第51号についてですが、二輪車の税金や軽自動車税等の税金の引き上げを現行の約1.25倍から2倍にしようというものであります。消費税増税と労働者の賃金の引き下げと、年金受給者の方々の年金額の度重なる引き下げの中での公共料金の引き上げであります。消費不況を加速させる施策を認めることはできません。

議会議案第4号、第5号で、議員定数を2削って、議員報酬の月額3万5,000円の引き上げ及び期末手当の引き上げの議案が、私を除く町議の方々、10人の方々が提案者になり、今議会に提出されました。

そもそも私たち議員の報酬は、町の予算執行との関係でバランスをとるために、特別職報酬審議会の検討に大きく委ねているのが通例であります。ところが、その審議会が「議員の報酬引き上げを白紙とする」との答申を出したことが、私の質疑に対する委員長答弁でありました。

考えてみますと、確かに、町民の年金額は年々引き下げられ、サラリーマンも、17年前と比べて1人当たり平均6、70万円も年収が減り、今年に限っても、対前年度のサラリーマンよりも何カ月も連続して下がっていることが、政府が出している資料にも示されています。政府の発表では、4－6月期のGDPがマイナス6.8%となっております。その最

大の要因は、家計消費が年率換算で18.7%という空前の落ち込みをしたことであります。それに、アベノミクスによる物価の高騰のもとで、賃金は横ばいか低下をしているところに根本原因があります。

町民の生活の大変な実態に寄り添い、改善の提案を議会にしていくのが我々議員の任務だと考えます。合併して10年になりますが、今の14名の定数の議員では、町民の切実な願いを漏れなく聞き、埋もれている願いを掘り起こし、それを町政改善の提案に結びつけていくことが難しくなっております。14名の議員定数は必要最小限の数だと思います。

今回の議員による提案に、町民からはこんな意見が届いています。「町の特別審議会の同意もなく、なぜ、町民の暮らし改善の前に町会議員だけが真っ先に改善されるのか」とか、「少なくとも、町会議員の報酬改善によって町民生活の改善が図られるのか」と、多くの町民の方々が否定的であります。また、「若い方が町会議員になりやすいように報酬を引き上げる」という特別委員長の報酬引き上げ理由に対しても、町民の方々は否定的でありました。

ちなみに、今回の議員報酬引き上げによる金額は約700万円余であります。この金額は、高齢者の方々のインフルエンザ接種と子どものインフルエンザワクチン接種を無料にできる金額でもあります。また、私の計算では、子どもたちの医療費を病院窓口で一切払わなくてもよい制度にするための半額の金額でもあります。

私は、町民の願いに反する今回の議員定数の削減と議員報酬の引き上げに反対し、討論といたします。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論はありませんか。

11番 金田之治君。

〔11番 金田之治君 登壇〕

○11番（金田之治君） 私は、今定例会に提案されました議案につきまして、議案第48号から51号まではまことに現在の時勢を反映して、まことに適当であるということで、賛成をいたします。

それから、発議第4号 宝達志水町議会議員定数を定める条例の一部を改正する条例について、発議第5号 宝達志水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で発言させていただきます。

まず、議員定数につきましては、皆様御存じのとおり、合併のときには30を擁していた

わけでありすけれども、両町の合併協議が進みまして、16名ということで合併の調印がされたわけでありす。そういった中で、合併の調印はしたものの、やはりこれは両町ともに財政が豊かでないという観点から、議員自らが襟を正すべきだというような意見で16名、そして、直前でもう少し頑張ろうということで14名に、発足から14名ということになりました。そういった非常に議員各位には涙をのんだ決断であつただろうというふうに私は思っております。

それから、合併後10年が経つわけでございますけれども、その当時から、もう少し減らせというような意見があつたのも私は存じております。不肖私が議長をやっておりました平成22年には、区長会のほうから、口頭ではありましたが、定数を減らせという区長会の会長さんから申し入れがありました。

そういった中で、議会の改革をどうしようかということで、それからずっと討論をしてまいりました。その間、私も改革委員長としてやってきましたけれども、去年、定数は14と、このままというような報告もさせていただきました。しかし、その裏には、減らせ減らせという言葉が、果たしてそれでいいのかと、町民の声もあるのは存じておりますけれども、大きくなればなるほど町民の声を吸い上げる機会が少なくなる。52集落の中から、どうしてその集落の意見を聞くんだというふうな御意見も出ております。そんな中で、前回の改革委員会のときには、一応14ということは報告はするものの、今後、こういった事態が出てくるかわからないから、常に改革委員会は継続し、そして、定数問題、歳費問題については鋭意検討していくということで、現在の改革委員会が組織され、検討されております。

そういった中、確かに町民の中には減らせという言葉があるのは事実でありますけれども、議員としては、やはり町民の意見をどうして伝えるかという大きな責務がありますから、それにどう応えるか、その葛藤をずっとお互いにしてきたわけでありす。

そういった中から、周辺の自治体、県内の自治体、日本全体の町村の置かれる立場、そういったことを相当の時間を割きながら検討しました。そういった中で、情勢の変化、そして、特に県内自治体の状態を見たとき、財政も見ました。そういった中で、やはり私は、ここで12にすべきというような結論に達して、この12という委員長報告がなされたわけでありす。

そういった中で、決して私は、その時間、それから道のりは非常に苦難であり、長い道のりであつたというふうに思っております。そういった観点から、今日出席の議員各位に

も、その辺のところをよく御了承いただきながら、判断をしていただきたいと思います。

なお、発議5号の宝達志水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、この12という定数、そして、今までの旧町からの流れ、そういった中を見たときに、さあ果たしてこれでいいのかという大きな疑問を持っており、その事実であります。近隣市町村ということで、よく比較される市もあります。皆さんの中には、市であれば自動的に10万以上の文句なくアップというようなイメージを持っておられると思います。しかし、これだけ合併が進み、アンバランスが出ておるわけであり、県内の市町村を見ましても、市よりも大きな町村が出ております。そういった中でそのギャップをどうするのかという、能登5町の協議会でも出ますし、県の町村議長会でもそういった話題も出ます。そんな中を苦しみながら、やはり財政を見たときには声をなかなか上げにくいというようなことであります。

先ほど、反対の討論には、町民の意見というようなこともありましたけれども、私のところには、ほかの町村から、先ほど新聞報道がなされた時点から、宝達志水町議会は画期的なことに足を踏み入れたと、ぜひ頑張って欲しいという意見が私のところへ届いております。国のほうからも、秘書ではありますけれども、やはり皆さんが、石川県全体の市町村がぎりぎりのところへもう進んでしまっているんだということで、模範的にぜひ頑張ってくれという激励の言葉もいただいております。

そんな中で、大変、これはお手盛りというような批判を受けるかも知れませんが、議員自らが財政を心配し、そして町を心配し、長年かかって、十数年かかってここまで来たということをよく御理解いただいて、この議案について賛成していただきますようお願いをし、賛成討論とさせていただきます。長くなりましたけれども、ありがとうございました。

○議長（守田幸則君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第48号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長の報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第49号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第50号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第49号及び議案第50号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号及び議案第50号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第51号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第13号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第4号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この表決は起立により行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第5号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この表決は起立により行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。ただいま、議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） それでは、追加日程第1 議案第52号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（建築）請負契約の締結について及び追加日程第2 議案第53号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（電気）請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件2件について、御説明申し上げます。

これらにつきましては、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であるため、各々について議会の議決を賜りたいとするものであります。

提案いたします案件2件につきましては、いずれも町民センターアステラスにおいて、原子力災害時に施設内を放射能及び放射線から防御し、避難体制が整うまでの間、一時避難ができる施設を整備するものであります。

まず、議案第52号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（建築）請負契約の締結についてであります。本案件における改修区域は、1階におきましては第1和室、第2和室、調理実習室等の部分、2階におきましては第1研修室、第2研修室、創作室等の部分を行うものであります。主な工事内容につきましては、外壁アルミ建具を高気密性建具への改修、換気孔の遮蔽・内部に高気密ドアの新設及び放射線量測定モニターを設置するものであり、免田産業株式会社と6,969万2,400円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第53号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（電気）請負契約の締結についてであります。工事概要につきましては、災害対策用として、自家発電機の設置及び発電機からの新設分電盤への配管配線、電灯・コンセントの回路切り替えを行うものであり、有限会社北橋電気工事と4,401万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第52号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（建築）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第53号 町民センターアステラス放射線防護対策工事（電気）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続調査及び継続審査

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査、並びに付託審査のため、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

署名議員 近 岡 義 治

署名議員 北 信 幸